

令和3年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	研修費 /	会 派 名	立憲としま
-----	-------	-------	-------

31

支払証明書

金 額 2032 円

ただし、研修参加交通費 に要した経費として

支払年月日 令和 3 年 5 月 23 日

内 訳 JR板橋駅 ↔ 京浜東北線 三軒入駅
(横浜経由)

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和 3 年 5 月 31 日

豊島区議会議員様

会派名 立憲民主党としま

代表者名 古堺 稔人 

コロナ脳を解いて 暮らしの回復

第2回コロナ対策市民総点検

日 時: 5月23日(日) 午後2時～5時

場 所: 汐入産業交流プラザ第1研修室

参加費: 1,000円

第1部 コロナに脅かされない医療の基礎知識

元遺伝子研究医の萬田緑平さんと、医療ジャーナリスト鳥集（とりだまり）徹さんが、PCR検査はコロナ診断には適さない事。日本では感染率、死亡率とも低く怖がる必要はない事。テレビに出る医師専門家は危機ばかり煽るのか？など。メディアのコロナ洗脳報道と医療崩壊を理由に緊急事態宣言を繰り返す政府や自治体の愚策を暴く対談講演で、コロナ脳から解放します。是非お聞き下さい。



萬田緑平（まんだ りょくへい）

1964年生。91年群馬大医学部卒。2017年前橋で緩和ケア萬田診療所開設。1400人以上を在宅で看取る緩和医療医師。コロナ自粛政策を厳しく批判。



鳥集徹（とりだまり とおる）

1966年西宮市生。同志社大学卒。2004年からジャーナリストとして週間誌等で医療関係執筆。『新薬の罠』（文春）で日本医学ジャーナリスト協会大賞を受賞。

第2部 コロナ騒動この1年3ヶ月の暮らし破壊検証

時短や自粛強要による経済影響、飲食店、タクシー運転手などからの報告。自殺者は市や県でどう増えているか、生活保護の状況などを市議・県議より報告。保健所の対応PCR-増幅回数を含めて市議より報告。飲食店が本当に感染源なのか！エビデンスの追及。緊急事態出したり止めたり繰り返して、経済と暮らし破壊をさせないための意見交換。

※緊急事態宣言により会場が使えなくなる事も考えられます。宣言発出の場合は立憲主義を守るよこすか市民の会のホームページを確認してご来場下さい。HPが見られない方は下記連絡先へ電話、メール等で確認下さい。

※鳥集さんと7人の医師の対談『コロナ自粛の大罪』（宝島社新書）が好評発売中。

共同開催 立憲主義を守るよこすか市民の会 よこすか・やすらぎの会 県議、市議、弁護士
連絡先 ■■■■■ EX-11 ■■■■■ ☎/FAX ■■■■■

「病状を診ずして病人を診よ」 コロナ騒動に注目・注視しては1ヶ月、
らやってい3月分はいいね、度々止まり、5月分は

令和3年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	広 報 費	会 派 名	立憲としま						
セブン-イレブン 板橋1丁目店 東京都板橋区板橋1-5-6 電話：03-5375-4711 ｼﾞﾝ#1 2021年05月09日(日) 09:58 責128 領 収 書 84円切手 / 84非 小 計 (非課税) ¥84 合 計 ¥84 お 預 り ¥100 お 釣 ¥16 お買上明細は上記のとおりです。 セブンネットショッピング セブン-イレブン受取りなら 本・コミック、雑誌、CD、DVD、ゲーム、グッズなど、 好きな時間に受取れて 送料無料! 詳しくは、セブンイレブン受取り で検索! セブン-イレブン 板橋1丁目店 東京都板橋区板橋1-5-6 電話：03-5375-4711 ｼﾞﾝ#1 2021年05月09日(日) 09:58 責128 領 収 書 84円切手 / 84非 小 計 (非課税) ¥84 合 計 ¥84 お 預 り ¥100 お 釣 ¥16 お買上明細は上記のとおりです。 セブンネットショッピング セブン-イレブン受取りなら 本・コミック、雑誌、CD、DVD、ゲーム、グッズなど、 好きな時間に受取れて 送料無料! 詳しくは、セブンイレブン受取り で検索!									
領収書 立憲としま 様 [証紙切手引受] 第一種定形 12.0g @84 1通 ¥84 小 計 ¥84 郵便物引受合計通数 1通 課税計 (10%) ¥84 (内消費税等 ¥7) 非課税計 ¥0 合計 ¥84 お預り金額 ¥100 おつり ¥16 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年 5月10日 9:40 担当：[] 端N57箱01 発行No. 210510A4933 連絡先：上池袋郵便局 TEL:03-3918-3883 領収書 立憲としま 様 [証紙切手引受] 第一種定形 12.0g @84 1通 ¥84 小 計 ¥84 郵便物引受合計通数 1通 課税計 (10%) ¥84 (内消費税等 ¥7) 非課税計 ¥0 合計 ¥84 お預り金額 ¥100 おつり ¥16 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年 5月10日 9:40 担当：[] 端N57箱01 発行No. 210510A4933 連絡先：上池袋郵便局 TEL:03-3918-3883									
下記のとおりの領収書のコピーが原本と相違ないことを確認しました <table border="1"> <tr> <th>確 認 日</th> <th>会派会計担当者 確認印</th> </tr> <tr> <td>3.5-31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.4.28</td> <td></td> </tr> </table>				確 認 日	会派会計担当者 確認印	3.5-31		4.4.28	
確 認 日	会派会計担当者 確認印								
3.5-31									
4.4.28									

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広報費	会派名	立憲としま

26

領 収 証

NO. 00972

3 年 5 月 20 日

佐久間 一生 様

5,445

但し 474 / 1,500 枚
上記の金額正に領収いたしました

請求金額		円
現金入金		
小切手入金		

担当名

読売新聞まごころ GROUP
駒込巣鴨サービスセンター

所長 松浦 征岡

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 4-27-9
TEL.03-3917-1405 FAX.03-3576-7536

支払証明書

金 額 5,445 円

ただし、広報費

に要した経費

支 払 年 月 日 令和3年5月20日

内 訳 新聞折り込み代金5,445円

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和3年5月31日

豊島区議会議長 様

会派名

立憲民主党としま

代表者名

古堺稔人



22

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広報費	会派名	立憲としま
-----	-----	-----	-------

領 収 証

さくま

様

No.

14

★

¥2,178

但 折り込料 600枚とし

2021年 5 月 21 日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

東京新聞毎日新聞巣鴨専売店

〒170-0013東京都豊島区東池田

TEL 03-3986-1520 FAX 03-3986-1521

27

23

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広報費	会派名	立憲としま
-----	-----	-----	-------

28

領 収 証

佐久間

様 No. _____

¥ 3,630-

但 A4 1,000枚 折込代金として

入金日 2021年 5月 21日 上記正に領収いたしました

毎日・日本経済新聞西ヶ原販売所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-21-7

TEL 03-3910-5384 FAX 03-3918-79

収 入
印 紙

内訳

税抜金額 3,300

消費税額等 (10%) 330

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

24

29

項 目	広報費	会派名	立憲としま

領 収 証

No. _____

広告依頼者

さくま 一生

様

折込日 2021年 5月 23日(月)

合計金額 ￥1,815-

広告主/タイトル	納品日	サイズ	希望配布エリア
さくま 一生	5/21	A4	浮陽1丁目、駒込15丁目
新聞銘柄	枚数	単価	金額
朝日	500	3.3	1,650

ASA

駒込・田端

〒114-0014 東京都北区田端3-1-
TEL 03(3828)7467 FAX 03(3828)75

折込料金として上記金額を正に領収致しました。 2021年 5月 23日(月)
ASA 折込広告基準に則り、広告内容を審査した結果、折込広告をお断りする場合があります。

25

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広報費	会派名	立憲としま

30

領 収 証

No. 00048

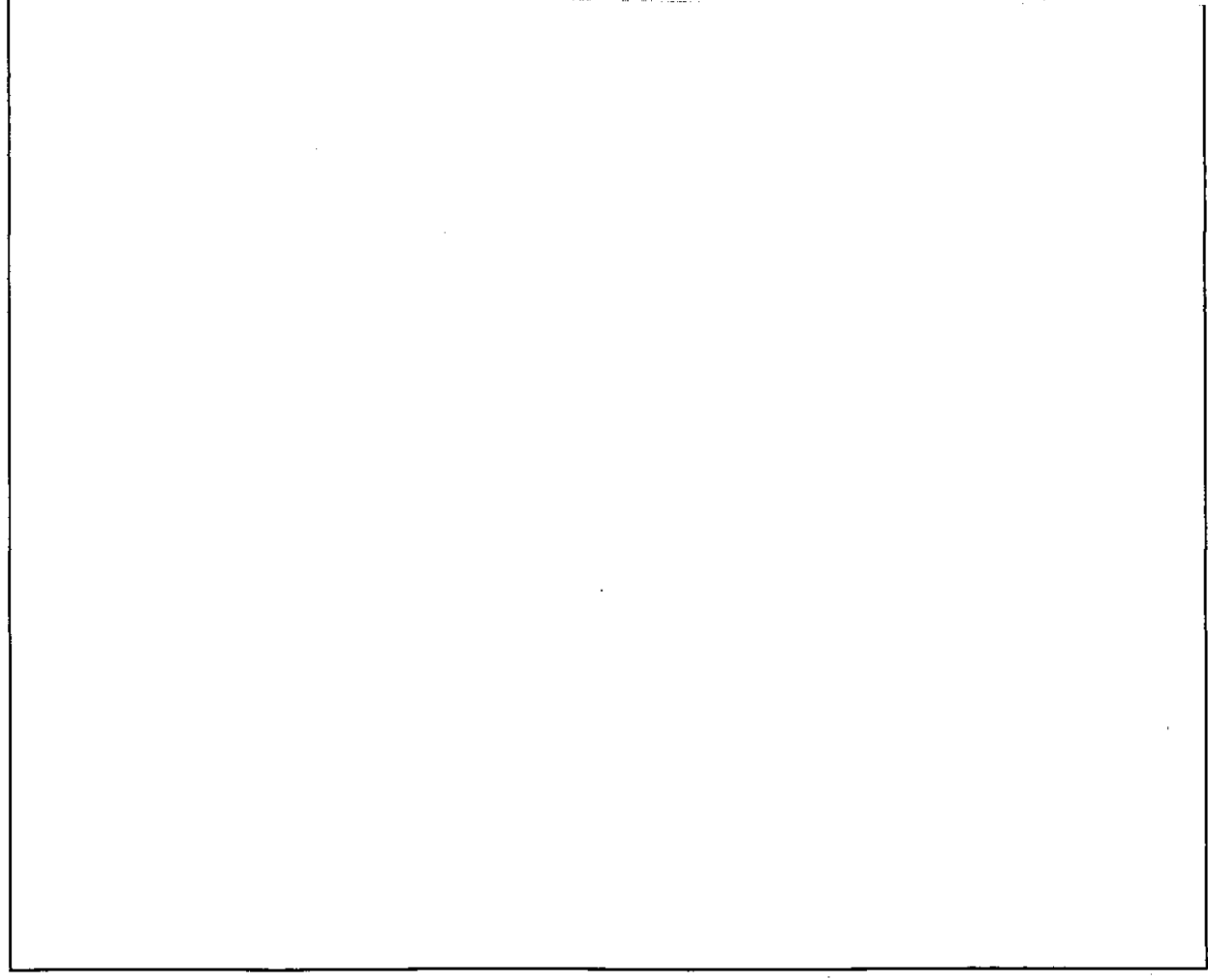
広告依頼者 佐久間 一生 様

折込日 2021年 5月23日(日) 合計金額 ￥9,900-

広告主/タイトル	納品日	サイズ	希望配布エリア
	5/21	A3	全二区(豊台区)
新聞銘柄	枚数	単価	金額
朝日	2000	45	9,000
			消費税 900

ASA 西ヶ原
〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-42-3
TEL 03(3910)1666
FAX 03(3910)7593
所長 福澤 真吾

折込料金として上記金額を正に領収致しました。2021年 5月23日()
ASA 折込広告基準に則り、広告内容を審査した結果、折込広告をお断りする場合があります。



令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	広報費	会 派 名	立憲としま
			30

支払証明書

金 額 9,900 円

ただし、広報費 に要した経費

支 払 年 月 日 令和3年5月26日
内 訳 朝日新聞折り込み代金9,900円

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和3年5月31日

豊島区議会議長 様

会派名 立憲民主党としま

代表者名 古堺稔人



令和3年度政務活動費支出明細書

[illegible]

(令和3年度 5月分)

議員名						
川瀬 じなえ						
月	日	目的	経路	行き先	金額	備考
5	2	区民相談（医療）	庚申塚⇄椎名町	相談者宅	¥882	441*2
	10	区民相談	大塚⇄池袋	相談者宅	¥272	136*2
	13	区民相談（医療）	庚申塚⇄椎名町	相談者宅	¥882	441*2
	27	区民相談（同行）	レンタカー 国立成育医療センター	国立成育医療センター	¥13,178	
合計					¥15,214	

支払証明書

金額 ¥15,214
 ただし、 広聴費の交通費に要した経費
 支払年月日 令和 3年 5月 30日
 内訳 上記旅費清算書のとおり
 上記のとおり支払われたことを証明します。
 令和 3年 5月 30日

豊島区議会議長 様

会派名 立憲民主党としま
 代表者名 古堺としひと



令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

立憲としま	会 派 名	広聴費 /	項 目
			
発行店舗 新宿駅西口 TEL 03 -3347-4123 川 瀬 さなえ 様 領 収 証 ¥13, 178- 但し、日産レンタカーの御利用料金として上記正に領収致しました。 日産レンタカーをご利用賜りありがとうございました。又のご利用をお待ちしております。領収金額には消費税が含まれていますがNOC（ノンオハレシヨソチャヤーシ）等、一部非課税品目があります。クーポン券ご利用の場合は追加料金のご精算のみ領収証を発行しております。また、ホーナスクーポンは割引券扱いとなりますので領収証は発行いたしません。			
発行店舗 新宿駅西口 TEL 03 -3347-4123 川 瀬 さなえ 様 領 収 証 ¥13, 178- 但し、日産レンタカーの御利用料金として上記正に領収致しました。 日産レンタカーをご利用賜りありがとうございました。又のご利用をお待ちしております。領収金額には消費税が含まれていますがNOC（ノンオハレシヨソチャヤーシ）等、一部非課税品目があります。クーポン券ご利用の場合は追加料金のご精算のみ領収証を発行しております。また、ホーナスクーポンは割引券扱いとなりますので領収証は発行いたしません。			
No.FDY1-080844-01 伝票No FDY121E27006 2021年 5月27日(木) 領収印 2021年 5月27日 ご利用料金 内、消費税として 前受金 5/27受領 ご返却時精算金額 Webクレジット 現金 (ポイント等) ¥13,178 ¥1,198 ¥12,650 ¥0 ¥0 ¥528 ¥0			
No.FDY1-080844-01 伝票No FDY121E27006 2021年 5月27日(木) 領収印 2021年 5月27日 ご利用料金 内、消費税として 前受金 5/27受領 ご返却時精算金額 Webクレジット 現金 (ポイント等) ¥13,178 ¥1,198 ¥12,650 ¥0 ¥0 ¥528 ¥0			

下記のとおり領収書のコピーが原本と相違ないことを確認しました

確 認 日	会派会計担当者 確認印
3.5.31	
	区議会事務局担 当者確認印
4.4.28	

令和3年度政務活動費支出明細書

		会 派 名		立憲民主党としま	
項 目		資料購入費 /			
支 出 年 月 日		令和3年5月1日～令和3年5月31日			
支 出 金 額		¥7,964 /			
内 容	日 付	領収証No.	目 的・用 途		支出金額
	5月18日 /	20	起業は意志が10割 /		¥1,650 /
	5月20日 /	21	しんぶん赤旗購読料 /		¥4,427 /
	5月28日 /	22	公明新聞 /		¥1,887 /
			合計		¥7,964 /

立憲としま 古堺 様

但し : クレジットカードにてお支払い

利用明細

注文番号 :

注文日 : 2021/05/15 09:19

発送日 : 2021/05/18 /

商品明細

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)
9784065212233	起業は意志が10割 /	1	1,650	1,650

合計金額(税込)

1,650 /

支払金額

1,650

ご利用ありがとうございました。

※

楽天グループ株式会社 ブックス事業部

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-

楽天クリムゾンハウス

TEL:050-5213-0831

e-mail: info@books.rakuten.co.jp

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	資料購入費	会 派 名	立憲としま
-----	-------	-------	-------

立憲民主党としま 様

新聞・雑誌名

部数

金額

日刊「しんぶん赤旗」
「しんぶん赤旗」日曜版

1

3,497

1

930

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領 収 書

4,427 円

2021 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」豊島出張所

〒171-0021

豊島区西池袋5-8-5

TEL 3986-8789

領
収
日

5/20

扱
者

国民の命を守る立場から、政府は今夏のオリンピック中止の決断を！国民にお願いするだけでなく、本気で抜本的対策を！

新聞購読料 領 収 証

立憲民主党 としま 様、

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2021 年 5 月分、

領収日 5 月 20 日

領 収 金 額

¥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 高島 聡

住 所 豊島区南大塚1-22-1

TEL 03-6902-1910 FAX 03-6902-1940

お申込No.

令和3年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

11

項 目	人件費	会派名	立憲としま
-----	-----	-----	-------

16

領 収 証

はくま - 生

様

No.

★

¥ 5,000

内 訳

現 金

小切手

手 形

但 政務 活動費補助として

2021 年 5 月 6 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-98

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	人件費	会派名	立憲としま
17			

領 収 証

さくま一生

様

No. _____

★

¥ 8,000-

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等 (%)

但 政務活動補助として

2021 年 5 月 10 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	人件費	会派名	立憲としま
			18

領 収 証

すくまー生

様

No. _____

★

¥8,500-

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等(%)

但 政務活動費補助として

2021 年 5 月 13 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98

54

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	人件費	会派名	立憲としま
			19

領 収 証

さくま - 生 - 様

No. _____

★

¥8,500-

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等 (%)

但 政務活動費補助として

2021年5月17日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目

人件費

会 派 名

立憲としま

20

領 収 証		No. _____	
川 瀬 さなえ 様			
金 額		¥	10000
但 政務活動補助として			
令和3年 5 月 25 日 上記正に領収いたしました			
内 訳		[Redacted]	
税抜金額		[Redacted]	
消費税額(%)		[Redacted]	

GR1518

令和3年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費 /	会 派 名	立憲としま						
写 1									
R0001-#1316 領 収 証 00014476号 立憲としま 様 ¥4,540 (消費税率等 但し、領収代(2021年 5月 3日 上記正に領収しました。 株式会社バホーム 本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1 バホーム板橋駅前店 TEL:03-5914-3411 担当者 ¥412を含みます。)として 2021年 5月 3日 上記正に領収しました。 株式会社バホーム 本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1 バホーム板橋駅前店 TEL:03-5914-3411 担当者 R0001-#1316 領 収 証 00014476号 立憲としま 様 ¥4,540 (消費税率等 但し、領収代(2021年 5月 3日 上記正に領収しました。 株式会社バホーム 本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1 バホーム板橋駅前店 TEL:03-5914-3411 担当者 ¥412を含みます。)として 2021年 5月 3日 上記正に領収しました。 株式会社バホーム 本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1 バホーム板橋駅前店 TEL:03-5914-3411 担当者 R0001-#1316 領 収 証 00014476号 立憲としま 様 ¥4,540 (消費税率等 但し、領収代(2021年 5月 3日 上記正に領収しました。 株式会社バホーム 本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1 バホーム板橋駅前店 TEL:03-5914-3411 担当者 ¥412を含みます。)として 2021年 5月 3日 上記正に領収しました。 株式会社バホーム 本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1 バホーム板橋駅前店 TEL:03-5914-3411 担当者									
2021年 5月 3日 (月) 10:23 0019 H97 コート"リ-ル JT ¥3,480 4930510206172 0019 延長コート"5m 1つ口 ¥648 2966253384008 小計 2点 ¥4,128 (外税10.0%対象額 ¥4,128) 10.0% 消費税等 ¥412 外税額合計 ¥412 現計 ¥4,540 お預り ¥10,000 お釣り ¥5,460									
2021年 5月 3日 (月) 10:23 0019 H97 コート"リ-ル JT ¥3,480 4930510206172 0019 延長コート"5m 1つ口 ¥648 2966253384008 小計 2点 ¥4,128 (外税10.0%対象額 ¥4,128) 10.0% 消費税等 ¥412 外税額合計 ¥412 現計 ¥4,540 お預り ¥10,000 お釣り ¥5,460									
下記のとおりに領収書のコピーが原本と 相違ないことを確認しました <table border="1"> <thead> <tr> <th>確 認 日</th> <th>会派会計担当者 確認印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.5.31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.4.20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				確 認 日	会派会計担当者 確認印	3.5.31		4.4.20	
確 認 日	会派会計担当者 確認印								
3.5.31									
4.4.20									

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
ニトリ よくあるご質問はこちら EXPRESS池袋サンシャインシティ店 各種お問い合わせはモバイルから もご覧頂けます 電話受付時間10:00~20:00 0120-014-210 ニトリ-センター (携帯からは0570-064-210迄) ＜領 収 書＞ 2021年05月20日(木)19:22 従業員:7017057 オトメキ フォーレ18RST-WW ¥1,490内 81727346 タネツカラスヒッチャ-NTAG 1.0L ¥399内 89951873 10%対象 2点 ¥1,889 (内税額 ¥171) 合計 ¥1,889 現金 ¥10,000 決済合計 ¥10,000 お釣 ¥8,111	ニトリ よくあるご質問はこちら EXPRESS池袋サンシャインシティ店 各種お問い合わせはモバイルから もご覧頂けます 電話受付時間10:00~20:00 0120-014-210 ニトリ-センター (携帯からは0570-064-210迄) ＜領 収 書＞ 2021年05月20日(木)19:22 従業員:7017057 オトメキ フォーレ18RST-WW ¥1,490内 81727346 タネツカラスヒッチャ-NTAG 1.0L ¥399内 89951873 10%対象 2点 ¥1,889 (内税額 ¥171) 合計 ¥1,889 現金 ¥10,000 決済合計 ¥10,000 お釣 ¥8,111	写	2
だんぜん ダイソー DAISO ダイソーよしや大塚店 TEL:080-4123-9832 公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」 「ダイソーオンライン」で検索! ＜領 収 証＞ 2021年05月22日(土)17:56 レシートNo.:0002 責: [] スライド棚 (ボール用、3 ¥220内 つっぱり棒壁面ガード ¥220内 (8110 × 2個) タップ収納ケース ホワイト ¥110内 小計 4点 ¥550 (10%内税対象額 ¥550) (10%内税額 ¥50) 合計 ¥550 お預り合計 ¥550 お釣り ¥0 店:007080 レシートNo.:3197	だんぜん ダイソー DAISO ダイソーよしや大塚店 TEL:080-4123-9832 公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」 「ダイソーオンライン」で検索! ＜領 収 証＞ 2021年05月22日(土)17:56 レシートNo.:0002 責: [] スライド棚 (ボール用、3 ¥220内 つっぱり棒壁面ガード ¥220内 (8110 × 2個) タップ収納ケース ホワイト ¥110内 小計 4点 ¥550 (10%内税対象額 ¥550) (10%内税額 ¥50) 合計 ¥550 お預り合計 ¥550 お釣り ¥0 店:007080 レシートNo.:3197	写	3

下記のとおり領収書のコピーが原本と
相違ないことを確認しました

確 認 日	会派会計担当者 確認印
3.5.31	
	区政会事務局担 当者確認印
4.4.28	

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
-----	------	-------	-------

4

領 収 書

川瀬さなえ 殿

No. 発行日 2021年5月27日

金額 ￥65,000

但し 6月分 事務所賃貸料として

上記正に領収いたしました

電 話:

内訳	
税抜金額	
消費税等	

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
普通預金 ORDINARY ACCOUNT 3 お取引内容 お支払金額(円) お預り金額(円) 21--5-24SMBC(トヨタテレビ, 4,180			7
支払証明書 金 額 4180 円 ただし、通信費に要した経費として 支払年月日 令和 3, 年 5, 月 24 日, 内 訳 としまテレビインターネット接続料 上記のとおり支払われたことを証明します。 令和 3, 年 5, 月 24 日, 豊島区議会議長様 会派名 立憲民主党としま 代表者名 古堺 稔人 			

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま								
 毎度ありがとうございます 100円SHOP キャン☆ドゥ 池袋サンシャイン通り店 TEL: 03-5396-1135 2021年 5月 7日(金) 16:27 No:0002 4964549029136 アルカリ乾電池 単3 4P 単100× 2個 外 ¥200 4964549029143 アルカリ乾電池 単4 4P 単100× 2個 外 ¥200 小 計 ¥400 10%税対象額 10.00% ¥400 10%税合計 10.00% ¥40 合 計 ¥440 (内消費税等 ¥40) お預り ¥500 (消費税等 ¥40) お釣り ¥60  a2021050700026863a 「経」は軽減税率(8%)適応商品 従業員:00239484: [REDACTED] 取引No6863 4点買  毎度ありがとうございます 100円SHOP キャン☆ドゥ 池袋サンシャイン通り店 TEL: 03-5396-1135 2021年 5月 7日(金) 16:27 No:0002 4964549029136 アルカリ乾電池 単3 4P 単100× 2個 外 ¥200 4964549029143 アルカリ乾電池 単4 4P 単100× 2個 外 ¥200 小 計 ¥400 10%税対象額 10.00% ¥400 10%税合計 10.00% ¥40 合 計 ¥440 (内消費税等 ¥40) お預り ¥500 (消費税等 ¥40) お釣り ¥60  a2021050700026863a 「経」は軽減税率(8%)適応商品 従業員:00239484: [REDACTED] 取引No6863 4点買  8											
下記のとおりに領収書のコピーが原本と相違ないことを確認しました <table border="1"> <tr> <td>確 認 日</td> <td>会派会計担当者 確認印</td> </tr> <tr> <td>3.5.31</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>区議会事務局担 当者確認印</td> </tr> <tr> <td>4.4.28</td> <td></td> </tr> </table>				確 認 日	会派会計担当者 確認印	3.5.31			区議会事務局担 当者確認印	4.4.28	
確 認 日	会派会計担当者 確認印										
3.5.31											
	区議会事務局担 当者確認印										
4.4.28											

御請求書

作成日 2021年5月17日

i-Room

株式会社ルーク不動産
〒170-0003
東京都豊島区駒込1-43-1
TEL:03-6304-1277
FAX:03-6304-1200

拝啓 毎々格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、請求書を送付させていただきますので、
内容をご確認の上ご入金の程、よろしくお願い致します。
敬具

下記の通りご請求申し上げます。

御請求金額	¥189,454※
-------	-----------

入金期日 2021年5月17日

お取引方法 銀行振込

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
賃料(5月18日～5月31日)	14	日	965	13,510
賃料(6月)	1	ヶ月	29,920	29,920
電気料金(5月18日～5月31日)	14	日	96	1,344
電気料金(6月)	1	ヶ月	3,000	3,000
敷金	1	式	29,920	29,920
礼金	1	式	29,920	29,920
賃貸保証費用※年間保証料:20,000円	1	式	32,920	32,920
火災保険(2年毎)	1	式	19,000	19,000
仲介手数料	1	式	29,920	29,920
振込先 株式会社ルーク不動産 振込手数料はお客様負担とさせていただきます。			小 計	189,454
			消費税等	込
			合 計	189,454

149243

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

9

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
-----	------	-------	-------

御請求書

作成日 2021年5月17日

様
住所

拝啓 毎々格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、請求書を送付させていただきますので、
内容をご確認の上ご入金の際、よろしくお願い致します。
敬具

i-Room

株式会社ルーク不動産
〒170-0003
東京都豊島区駒込1-43-1
TEL: 03-6304-1277
FAX: 03-6304-1200

下記の通りご請求申し上げます。

振込先		小 計	189,454	
株式会社ルーク不動産		消費税等	込	
振込手数料はお客様負担とさせていただきます。		合 計	189,454	

149243

領 収 証

様 No

★

¥189,454-

但

駒込6丁目事務所の契約金として

2021年5月17日 上記正に領収いたしました

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

株式会社 ルーク不動産
東京都豊島区駒込1-43-1
TEL 03-6304-1277 FAX 03-6304-

200円

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
			9

支払証明書

金 額 47,774 円

ただし、事務所費について

に要した経費

支 払 年 月 日 令和3年5月17日

内 訳 さくま一生事務所賃料(令和3年5月18日～5月31日)13,510円
賃料(6月)29,920円
電気料金(5月18日～5月31日)98円
電気料金(6月)3,000円

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和3年5月31日

豊島区議会議長 様

会派名

立憲民主党としま

代表者名

古堺稔人



- ・散水栓は使用禁止とする。
- ・室内における盗難・破損・湿気・雨水等に起因する損害について、甲は一切の責を負わないこととする。
- ・室内に本建物の水道メーターが存在するため、検針等で甲及び水道局員が開錠の上立ち入る場合があることを乙は予め了承する。
- ・敷地内に設置する看板の種類・様式については別紙看板設置案のとおりとし、甲は看板Aについて営業時間中のみの設置、看板B・Cについては契約期間中の設置を承諾する。乙は看板の設置にあたり、前面道路の車両等の通行に配慮するものとする。また看板での掲示内容は立憲民主党・さくま一生本人に関する内容に限るものとする。
- ・乙が契約名義人の変更を希望する場合には、名義変更手数料として賃料の1ヶ月分と消費税を甲に支払う。
- ・本物件は登記上車庫となっているが、乙が事務所として使用することを甲は予め承諾する。
- ・消防法その他法令を遵守については乙の責任で行うこととする。
- ・シャッターの鍵は甲より乙に貸与する。乙の故意・過失により鍵を紛失・破損した場合には乙の負担で鍵の交換を行う。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2021年 5月 17日

貸主
(甲)

住所 〒

氏名

借主
(乙)

住所 〒

氏名

電話番号

070-6516-2571

連帯保証人
(丙)

住所 〒

保証会社:

氏名

電話番号

媒介

免許証番号

事務所所在地 東京都豊島区駒込 1-43-14

商号（名称） 株式会社ルーク不動産

代表者氏名 安藤 大幸

宅地建物取引士

{ 東京都 } 知事 第

号 氏名

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の事業に供することを目的とする借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

本契約に基づく金員の授受については、甲は乙に対して請求書、領収書及び預り証を発行しない。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を実日数として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

定期事業用賃貸借契約書（事務所）

頭書

(1) 目的物件の表示

物件名					
所在地					
構造		築年月			
住戸番号		間取	1R	面積	

(2) 事業内容（具体的に記載すること）

立憲民主党 豊島区議会議員さくま一生の事務所として使用。

(3) 契約期間

始期	2021年	5月	18日	から	1年間
終期	2022年	5月	17日	まで	

（契約終了の通知をすべき期間） 2021年5月18日から 2021年11月17日まで

(4) 賃料等

賃料・共益費		支払期限		支払方法	
賃 料	27,200 円 (消費税 2,720 円) 合計 29,920 円	翌月分を 毎月 27 日迄		振込口座	金融機関： 支店： 種別： 口座番号： 名義：
電気料金	3,000 円 (消費税 0 円) 合計 3,000 円	翌月分を 毎月 27 日迄			
敷金	29,920 円	その他金 一時金	火災保険 19,000 円 (2 年毎)		
礼金	29,920 円	賃保 貸証	32,920 円 (契約時) 20,000 円 (更新時)		
解約権	甲は乙に対して契約満了の 1 年から 6 ヶ月前までに、乙は甲に対して 3 ヶ月前に書面による解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができる。 契約締結後に借主が解約を申し出る場合、入居日が到来する前であっても入居したものとみなし、賃貸借契約書第 12 条を適用する。				

(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所 TEL
管理業者	株式会社 住所 TEL

(6) 借主緊急連絡先

緊急時の連絡先 （担当者）	（氏名） （続柄） （住所） （携帯）
------------------	------------------------------

(7) 再契約に関する事項

1. 乙は再契約時、新賃料 0.5 ヶ月分の再契約料を甲に支払う。

(8) 特約事項

・乙は、他の入居者・近隣住民等の第三者との間に騒音等のトラブルが発生した場合には、当事者間で問題を解決するものとする。

・本物件の主要構造部分並びに共有施設における甲の負担による修繕工事実施の際に、乙は協力するものとする。

・乙は造作、改修、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行う場合、事前に甲に造作承諾書と工事内容のわかる資料を提出し、甲の承諾を得なくてはならない。

・乙は退去時、引渡し時と同一の状態にて甲に物件を返還するものとし、原状回復工事を行う場合は賃貸借契約期間中に先行き事前に甲の確認を受けるものとする。

・乙は契約期間中、甲の認める補償内容の借家人賠償付き火災保険及び甲指定の賃貸保証機関に加入するものとする。

・乙が来客を受け入れる時間は 9 時～18 時までとする。倉庫として物の出し入れをする場合は 24 時間使用可能であるが、特に早朝・深夜については騒音に注意し作業を行うこととする。

・電気料金は月額 3,000 円とし、利用料が月額費用を大きく上回るような場合には甲から追加費用の請求がある場合があることを乙は予め了承する。

・電球の交換は乙の負担にておこなう。

・電気のアンペア数の変更は不可のため、乙は電気の使用についてはノートパソコン・LED 照明器具・冷風機（夏期）・電気ストーブ（冬期）に限るものとし、追加で機器の利用を希望する場合には事前に甲に申請し承認を受けるものとする。

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合
(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実日数として割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2' 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時、頭書(4)に記載の月数分または金額を差し引き返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は

通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二 その他費用が軽微な修繕

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき

- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
五 銀行取引の停止
六 破産手続きの開始
七 民事再生手続きの開始
八 会社更生手続きの開始
九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
(解約)
- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。また、甲からの解約の申入れは6ヶ月前とし、その際乙は立退料等請求しないものとする。
(明渡し及び明渡し時の修繕)
- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
(立入り)
- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。
(甲の通知義務)
- 第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
一 賃料等支払方法の変更
二 頭書(5)に記載した管理業者の変更
(乙の通知義務)
- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
二 長期に休業するとき
三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
四 連帯保証人の死亡又は解散
(延滞損害金)
- 第17条 乙が本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞した時は、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。
(乙の債務の担保)
- 第18条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
一 丙は、本契約から生じる乙の一切の債務につき、賃料24ヵ月分を限度として、乙と連帯して保証するものとする。
二 丙が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 2 家賃債務保証会社が乙の債務を負担する場合は、その内容は次に定めるものとする。
一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。
(再契約)
- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。
(契約の消滅)
- 第20条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
(免責)
- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。
(協議)
- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
(合意管轄裁判所)
- 第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。
(特約事項)
- 第24条 特約事項については、頭書(8)記載のとおりとする。

令和3年度政務活動費領収証等添付用紙

項 目	事務所費	会 派 名	立憲としま
-----	------	-------	-------

写 7 10



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
https://www.yamada-denkiweb.com

LABI1 日本総本店
-IKEBUKURO-
御来店誠に有り難う御座います
ケイタイde安心会員募集中!

領収書

No. 0007-471-064664 [カード売]

2021/05/17 15:56
レジ担当:104548
販売担当:104548
会員No:7873896117403

0722084012 WHA25342WKP SSS
カードツキッパ 1:持帰 外10

小計 ¥1,320

消費税 ¥1,320

税込計 ¥1,452

ポイント値引 OP

合計 ¥1,452

(内消費税 ¥132)

10%対象 ¥1,452

(内消費税 ¥132)

カード ¥1,452

会社コード:0032 セゾンカード

支払回数:1

会員番号:XXXXXXXXXXXXXX

伝票番号:18182

承認番号:000000

有効期限:XX/XX

支払区分:10 一括

お預り ¥0

お釣り ¥0



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
https://www.yamada-denkiweb.com

LABI1 日本総本店
-IKEBUKURO-
御来店誠に有り難う御座います
ケイタイde安心会員募集中!

領収書

No. 0007-471-064664 [カード売]

2021/05/17 15:56
レジ担当:104548
販売担当:104548
会員No:7873896117403

0722084012 WHA25342WKP SSS
カードツキッパ 1:持帰 外10

小計 ¥1,320

消費税 ¥1,320

税込計 ¥1,452

ポイント値引 OP

合計 ¥1,452

(内消費税 ¥132)

10%対象 ¥1,452

(内消費税 ¥132)

カード ¥1,452

会社コード:0032 セゾンカード

支払回数:1

会員番号:XXXXXXXXXXXXXX

伝票番号:18182

承認番号:000000

有効期限:XX/XX

支払区分:10 一括

お預り ¥0

お釣り ¥0

下記のとおり領収書のコピーが原本と
相違ないことを確認しました

確 認 日	会派会計担当者 確認印
3.5.31	
	区議会事務局担 当者確認印
4.4.28	

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま
-----	------	-----	-------

amazon.co.jp

注文番号 [redacted] の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年4月7日

注文日: 2021年5月5日

Amazon.co.jp 注文番号: [redacted]

ご請求額: ¥ 949

立憲としま 様

2021年5月6日に発送済み

注文商品

1 点 Apple Pencil 交換用キャップ アップルペンシル専用キャップ 交換用 タッチペン交換用 第1世代 Apple Pencilに対応 オリジナルのよう 充電端子用キャップ 1個入り (ipencil キャップ)
販売: JISTORE JP (出品者のプロフィール)

価格
¥
999

コンディション: 新品

お届け先住所:



配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁 [redacted]

請求先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

プラウド駒込1215

商品の小計: ¥ 999
配送料・手数料: ¥ 0

注文合計: ¥ 999

割引: -¥ 50

ご請求額: ¥ 949

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [redacted]): 2021年5月6日: ¥ 949

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま										
領 収 証 No. 027648 さくま 林美 金額 ￥2,250- 内 消費税等 ￥204 (10%対象 ￥2,250 消費税 ￥204) 内 クレジット・銀聯 ￥2,250 但し 収納用票 代として、 上記金額正に領収いたしました。 MUJ I com アトレヴィ巣鴨 TEL 03-3576-3211 7648 0615 045333/02 13:40 2021年05月08日 取扱者 無印良品													
領 収 証 No. 027645 さくま 林美 金額 ￥2,250- 内 消費税等 ￥204 (10%対象 ￥2,250 消費税 ￥204) 内 クレジット・銀聯 ￥2,250 但し 収納用票 代として、 上記金額正に領収いたしました。 MUJ I com アトレヴィ巣鴨 TEL 03-3576-3211 7648 0615 045333/02 13:40 2021年05月08日 取扱者 写 無印良品													
下記のとおり領収書のコピーが原本と相違ないことを確認しました <table border="1"><thead><tr><th>確 認 日</th><th>会派会計担当者 確認印</th></tr></thead><tbody><tr><td>3. 5. 31</td><td>川瀬</td></tr><tr><td>4. 4. 28</td><td></td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th>確 認 日</th><th>区議会事務局担 当者確認印</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>				確 認 日	会派会計担当者 確認印	3. 5. 31	川瀬	4. 4. 28		確 認 日	区議会事務局担 当者確認印		
確 認 日	会派会計担当者 確認印												
3. 5. 31	川瀬												
4. 4. 28													
確 認 日	区議会事務局担 当者確認印												

13

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま

13

amazon.co.jp

注文番号 [redacted] の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年4月7日
注文日: 2021年5月9日
Amazon.co.jp 注文番号: [redacted]
ご請求額: ￥ 273

立憲としま 様

2021年5月9日に発送済み

注文商品
1点 ポストイットフィルム 付箋 見出し 6色 44×10mm 20枚×6パッド 683MH
販売: アマゾンジャパン合同会社
コンディション: 新品

価格
￥ 273

お届け先住所:



配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:
Visa 下4桁 [redacted]

商品の小計: ￥ 273
配送料・手数料: ￥ 0

請求先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
プラウド駒込1215

注文合計: ￥ 273
ご請求額: ￥ 273

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [redacted]): 2021年5月9日: ￥ 273

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

24

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま

14

amazon.co.jp

注文番号 [REDACTED] の領収書

このページを印刷してご利用ください。

立憲としま

様

発行日: 2022年4月7日

注文日: 2021年5月10日

Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]

ご請求額: ￥ 2,610

2021年5月11日に発送済み

注文商品

1点 エーワン ラベルシール 10面 100シート 31532

販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

価格

￥ 2,900

お届け先住所:

[REDACTED]

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁 [REDACTED]

商品の小計: ￥ 2,900

配送料・手数料: ￥ 0

請求先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

クラウド駒込1215

注文合計: ￥ 2,900

割引: - ￥ 290

ご請求額: ￥ 2,610

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [REDACTED]): 2021年5月11日: ￥ 2,610

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

85

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費 ✓	会派名	立憲としま ✓

15

amazon.co.jp

注文番号 [REDACTED] の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年4月7日

注文日: 2021年5月24日

Amazon.co.jp 注文番号: [REDACTED]

ご請求額: ¥ 308 /

立憲としま 様

2021年5月26日に発送済み

注文商品

1点 ヘッドセット インカム マイクスポンジ 雑音防止 5個セット マイクカバー ブラック風防 34×11 mm

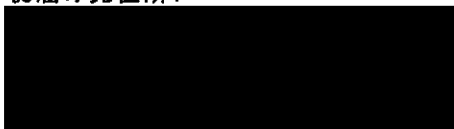
販売: VDCOM (出品者のプロフィール)

価格

¥ 308 /

コンディション: 新品

お届け先住所:



配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Visa 下4桁 [REDACTED]

商品の小計: ¥ 308

配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

プライド駒込1215

注文合計: ¥ 308

ご請求額: ¥ 308 /

クレジットカードへの請求

Visa(下4けたが [REDACTED]): 2021年5月26日: ¥ 308

Visa(下4けたが [REDACTED]): 2021年5月26日: ¥ 308

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費 /	会派名	立憲としま /
原本は別紙を参照.			16

支払証明書

金 額 956 円

ただし、さくま一生事務所のFAX電話代 に要した経費

支払年月日 令和3年5月25日、

内 訳 5月分、

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和3年5月31日、

豊島区議会議長 様

会派名 立憲としま /

代表者名 古堺 稔人 /



令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲としま

大和一生事務所 FAX 電話代

別紙 2

商品名	金額	お支払い方法	ご利用日
UCOM光電話	956	クレジット	2021年05月25日

項 目	事務所費	会派名	立憲としま

支払証明書

金 額 2,898 円

ただし、さくま一生携帯電話代 に要した経費

支 払 年 月 日 令和3年5月31日

内 訳 5,797円を1/2按分として2,898円

上記のとおり支払われたことを証明します。

令和3年5月31日

豊島区議会議長 様

会派名 立憲民主党としま

代表者名 古堺稔人



原簿は12月に添付

17

令和3年度政務活動費領収書等添付用紙

27

項目	事務所費	会派名	立憲としま
----	------	-----	-------

別紙1

支払証明書

発行日付: 2022年
ソフトバンク株式会社

請求者氏名	さくま一生
請求者住所	〒170-0003 東京都豊島区駒込4丁目 3-20 プラウド駒込1215
提出・交付先	
請求事由	その他
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2022年03月10日 現在)

01.070-6516-2571

02.

2022年3月30日
2022年2月30日
2022年1月30日

請求年月 請求額 当月請求額 入金額 (消費税等) (回収代行額) 領収日

--	--	--	--	--	--

2021年05月, 5,797 / 5,797 / 5,797 (527) (0) 2021年05月31日

--	--	--	--	--	--

合計

(

(

0)

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。